うかる！社労士
2019年度版

法改正情報

（2019 年1月 30 日掲載版）

このＰＤＦファイルに掲載した法改正情報は、2019 年度版の各書籍の編集後に発生した法改正に関する情報です。

入門ゼミ

まだ、改正情報はありません。

テキスト＆問題集

Part1　労働基準法

※表中の「側注」とは、テキスト部分/各ページ右側の小さい文字の箇所のことです（以下、同じです）。

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P45　新規追加 ③労働条件の明示 ※該当箇所はありません。	【③労働条件の明示】に関して、次の規定が、新規に追加されました。 ―以下、新規追加規定― 使用者は、労働者に対して明示しなければならない労働条件を**事実と異なるもの**としてはならない。		新規追加規定
P46　本文 2 労働条件の明示方法	絶対明示事項の明示方法について、本人が希望した場合は、メール等によることができることとしました。本文を次のものに差し替えます。 ―以下、差し替え文― 絶対的明示事項は、**昇給に関する事項を除いて**書面を交付しなければなりません。ただし、労働者が次のいずれかの方法によることを希望した場合は、その方法とすることができます。 ①ＦＡＸによる送信の方法 ②電子メール等の送信の方法（プリントアウトできるものに限ります） これに対し、相対的明示事項は、必ずしも書面等である必要はなく、口頭でも構いません。		明示方法が追加されました。

P46　本文 2 労働条件の明示方法の図中	書面の交付	書面の交付等	上記の改正に伴う修正
P63　側注 上から２つ目 Point	44 時間の特例は、1 カ月単位の変形労働時間制とフレックスタイム制に適用できます。1 年単位と 1 週間単位の変形労働時間制には適用できません。	44 時間の特例は、1 カ月単位の変形労働時間制と、清算期間が 1 カ月以内のフレックスタイム制に適用できます。清算期間が 1 カ月を超えるフレックスタイム制、1 年単位と 1 週間単位の変形労働時間制には適用できません。	フレックスタイム制のうち、44 時間特例が適用できるのは、清算期間が 1 カ月以内のもののみであることが明記されました。
P65　本文 ④フレックスタイム制 ※該当箇所はありません。	【④フレックスタイム制】に関して、次の内容が、関連通達にて示されました。 ―以下、関連通達で示された内容― フレックスタイム制の場合にも、使用者は各日の労働時間の把握を行う責務があるが、清算期間が 1 カ月を超える場合には、対象労働者が自らの各月の時間外労働時間数を把握しにくくなることが懸念されるため、使用者は、**対象労働の各月の労働時間数の実績を対象労働者に通知等する**ことが望ましいこと。		新規通達
P65　本文 ④フレックスタイム制の条文 一番下	～ 6.フレキシブルタイム（労働者が～時間帯）に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻	～ 6.フレキシブルタイム（労働者が～時間帯）に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻 7.清算期間が 1 カ月を超えるものである場合は、労使協定の有効期間	フレックスタイム制の改正に伴い、定める事項を追加

P65　側注 Point＊６ ３行目	～行政官庁～	～行政官庁（所轄労働基準監督署長）～	具体的に示された行政官庁を追記
P74　本文 （３）⑤	⑤の事項が具体的に示されました。 ―以下、差し替え文― ⑤ 労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として厚生労働省令で定める事項 a.36 協定の有効期間の定め及び対象期間の起算日 b.単月 100 時間未満、複数月 80 時間以内の要件を満たすこと c.限度時間を超えて労働させることができる場合 d.限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 e.限度時間を超えた労働に係る割増賃金の率 f.限度時間を超えて労働させる場合における手続 ※c.～f.までの内容は、上限時間に関する定めをしない場合は不要です。 ※d.については、、その実施状況に関する記録を、36 協定の有効期間中及び有効期間の満了後３年間保存しなければなりません。		具体的に示された事項等を追記
P74　側注 一番上の 側注	側注にあるように、厚生労働大臣は、36 協定に係る指針を定めることができるとされています。この指針が 2018 年９月７日に公表されました。 ●時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にすること ●休日労働の日数・時間数をできる限り少なくするよう努めること などが記されています。この指針の全文は厚生労働省の Web サイトで閲覧することができま		直近の改正事項に係る指針が公表されました。

	す。 【Web サイト】 https://www.mhlw.go.jp/content/000350259.pdf		
P75　側注 一番上　Plus	**〈労働者の過半数を代表する者の要件〉** ①協定締結時において監督又は管理の地位にある者でないこと ②投票・挙手等の方法による手続で選出された者であること	**〈労働者の過半数を代表する者の要件〉** ①協定締結時において監督又は管理の地位にある者でないこと ②投票・挙手等の方法による手続で選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと **〈必要な配慮〉** 使用者は、過半数代表者が法に規定する協定等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。	労使協定に係る過半数代表者の要件の見直し、あわせて、配慮規定の追加を行いました。
P91　新規追加 6 ※該当箇所はありません。	【6 年次有給休暇の付与義務】に関して追加事項が示されました。 ―以下、新規追加規定― ◆使用者は、年休の付与義務の規定により労働者に年休を時季を定めて与えるときは、あらかじめ、年休を時季を定めて与えることを明らかにした上で、その時季についての**労働者の意見**を聴かなければならず、又、聴取した**意見を尊重する**よう**努めなければなりません**。		付与義務に関して追記
P91　新規追加 ※該当箇所はありません。	年休に関して、新たに、【年次有給休暇管理簿】の規定が設けられました。 ―以下、新規追加規定― ◆使用者は、年休を与えたときは、**時季、日数及び基準日**（第１基準日及び第２基準日を含みます）を労働者ごとに明らかにした書類（**年次有給休暇管理簿**）を作成し、その年休		年次有給休暇管理簿の規定を追加

	を与えた期間中及びその期間の満了後**3年間**保存しなければなりません。 ◆年次有給休暇管理簿は、労働者名簿及び賃金台帳と**あわせて**作成することができます。 ◆年次有給休暇管理簿は、、労働基準法第 109 条（Ｐ109　④記録の保存）に規定する重要な書類には該当しません。	
P92　側注 一番上 Plus（＊１）	該当の側注にあるように、年休を、（年休の斉一的取扱い等により）本来の基準日より前の日から与えることとしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、与えなければなりません。この「厚生労働省令」が示されました。 ⇒下記に掲載しました。	年休を基準日より前の日より与えるときの取扱いを追記

【P92　側注　一番上　Plus（＊１）に関して示された事項】

厚生労働省令で示されたのは次の内容です。

①本文 1 及び 2 の年休を法定の基準日より前に付与する場合

基準日より前の日であって、10 労働日以上の年休を与えることとした日（第1基準日といいます）から1年以内に、5日を指定して取得させなければなりません。例えば、4月1日に、前倒しで 10 日分を付与した場合は、下図にあるように、4月１日から翌年の3月 31 日までの1年間に5日を指定して取得させなければなりません。

【イメージ図】

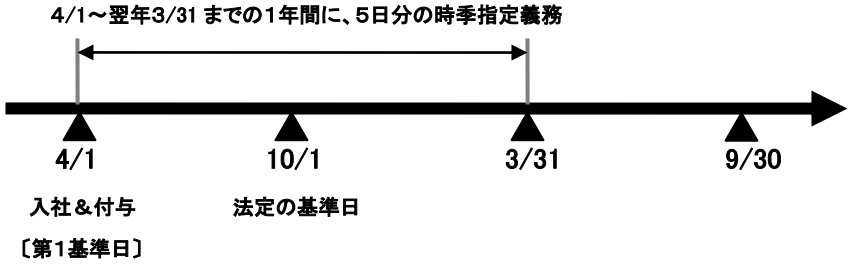

②使用者が 10 労働日以上の年休を基準日又は第1基準日に与えることとし、かつ、その基準日又は第1基準日から1年以内の特定の日（第2基準日といいます）に新たに10労働日以上の年休を与えることとした場合〔入社した年と翌年で年次有給休暇の付与日が異なるため、5日の指定義務がかかる1年間の期間に重複が

生じる場合（全社的に起算日を合わせるために入社2年目以降の社員への付与日を統一する場合）など〕

履行期間（基準日又は第1基準日を始期として、第2基準日から1年を経過する日を終期とする期間：重複が生じるそれぞれの期間を通じた期間）の月数に応じた日数（比例按分した日数）を、その履行期間中に、時季を指定して与えることができます。例えば、4月1日の入社で、初年度は 10 月1日に年次有給休暇を付与し、翌年度以降は4月1日に付与する場合には、10 月1日から翌々年の3月 31 日までの履行期間（18 カ月になります）に、7.5 日〔12 カ月分　5日　＋　6カ月分　2.5 日〕以上取得させることも認められます。

【イメージ図】

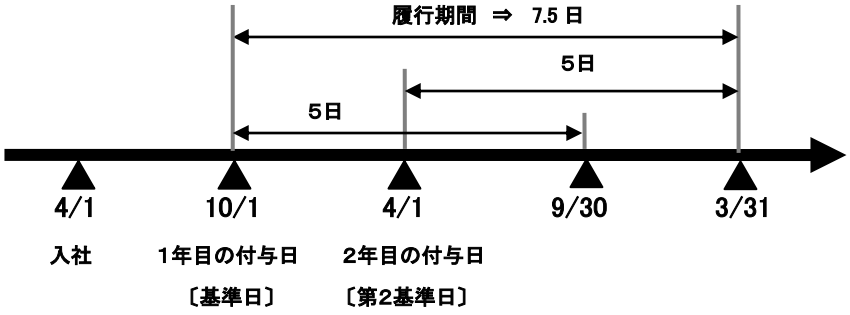

③ ①、②の期間経過後

①の期間又は②の履行期間が経過した場合は、**その経過した日から1年ごとの各期間の初日を基準日として、各1年間ごと**に５日の指定義務がかかります（①のイメージ図であれば入社から１年後の４月１日から３月 31 日の間、②のイメージ図であれば履行期間後の４月１日から３月 31 日までの間）。

④10 労働日のうち一部を法定の基準日以前の日（特定日）に与えることとした場合（分割付与した場合）に、付与日数の合計が10労働日になる前に、労働者が自ら年次有給休暇を取得した場合

分割して前倒しで付与した場合には、**付与日数の合計が 10 労働日に達した日からの1年間**に5日の指定義務がかかります（10 労働日に達した日を第1基準日とみなします）。また、その日以前に、分割して前倒しで付与した年休について労働者が時

季指定や計画的付与をしていた場合は、取得した日数を5日の指定義務から控除することができます。

例えば、4月1日の入社時に5日付与し、7月1日に残り5日付与した場合は、7月1日から翌年の6月 30 日までの1年間に5日取得させることが必要になります。ただし、4月1日（入社時）から（最初の）6月 30 日までに労働者が自ら年次有給休暇を取得していた場合には、取得した日数を5日から控除することができます。

【イメージ図】

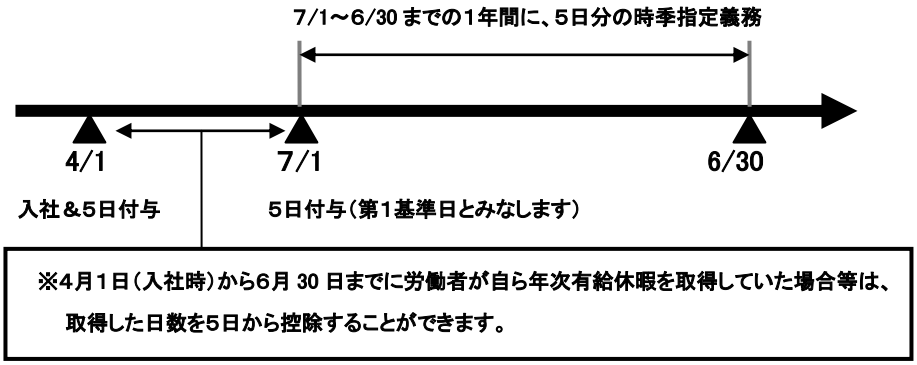

Part2　労働安全衛生法

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P154　新規追加 5　産業医等 ※該当箇所はありません。	産業医に関して、次の規定が、新規に追加されました。 ―以下、新規追加規定― ◆事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければなりません。 ◆産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければなりません。		新規追加規定

P154　本文 5　（1）	産業医の職務（5（1））の規定に関して、次の事項が、新規に追加されました。 ―以下、新規追加規定― ◆事業者は、産業医に対し、（1）に掲げる事項をなし得る権限を与えなければなりません。 ◆上記の「権限」には、（1）に掲げる事項に係る次の事項に関する権限が含まれます。 ●事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること ●（1）に掲げる事項を実施するために必要な情報を労働者から収集すること ●労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合に、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること	該当箇所に係る新規追加規定
P154　側注 一番上の側注の③	③にあるように、事業者は、産業医に対して、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければなりません。この「必要な情報」に関する事項が規定されました。 ―以下、新規追加規定― 必要な情報は、次の情報とする。 ①健康診断実施後、面接指導実施後の措置の内容に関する情報（措置を講じない場合は、その旨及びその理由） ②面接指導の算定に係る「超えた時間」が１カ月あたり 80 時間を超えた労働者の氏名及び超えた時間に関する情報 ③その他、労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの 情報の提供は、次の区分に応じ、定めるところにより行う。	該当箇所に係る新規追加規定

	◆上記①に掲げる情報 健康診断、面接指導の結果に基づく医師又は歯科医師の意見聴取後、遅滞なく（おおむね１カ月以内に）提供すること ◆上記②に掲げる情報 超えた時間の算定を行った後、速やかに（おおむね２週間以内に）提供すること ◆上記③に掲げる情報 産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに（おおむね２週間以内に）提供すること なお、関連通達において、「事業者から産業医への情報提供の方法については、書面により行うことが望ましく、具体的な情報提供の方法については、事業場ごとにあらかじめ事業者と産業医で事前に決めておくことが望ましいこと」が示されました。	
P154　側注 一番上の側注の④	④にあるように、産業医は事業者に対し勧告をすることができます。この「勧告」に関する事項が規定されました。 ―以下、新規追加規定― ◆産業医は、勧告をしようとするときは、あらかじめ、勧告の内容について、事業者の意見を求めるものとされました。 ◆事業者は、勧告を受けたときは、次の事項を記録し、これを**3年間保存**しなければなりません。 ●勧告の内容 ●勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合は、その旨及びその理由） ◆側注の⑤にある報告は、勧告後、遅滞なく（おおむね１カ月以内に）行うものとされました。　　産業医は、労働	該当箇所に係る新規追加規定

	者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければなりません。		
P154　側注 一番上の側注の⑤	⑤にあるように、事業者が報告をする旨の規定があります。この「報告」に関する事項が規定されました。 ―以下、新規追加規定― ◆報告は、勧告後、遅滞なく（おおむね１カ月以内に)行うものとされました。 ◆報告事項は次の事項とされました。 ●勧告の内容 ●勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合は、その旨及びその理由）		該当箇所に係る新規追加規定
P155　本文 （５）②	②事業者は、産業医に対し、職務をなし得る権限を与えなければなりません。	削除	別途、権限規定が新設されたため（P154 本文 5 （１）の改正事項　参照）
P159　本文 4　③	③事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを**3年間**保存しなければなりません。	③事業者は、委員会の開催の都度、次の事項を記録し、これ**3年間**保存しなければなりません。 ●委員会の意見及び意見を踏まえて講じた措置の内容 ●その他、委員会における議事で重要なもの ④産業医は、衛生委員会又は安全衛生委員会に対して、労働者の健康を確保する	議事の記録等に関する規定が拡充されました。

		観点から必要な調査審議を求めることができる。	
P185　本文 9　（1） ページ下から８行目	～１カ月当たり100 時間を超え、かつ、～	～１カ月当たり80 時間を超え、かつ、～	面接指導の対象者を拡充しました。
P185　側注 Plus＊4 黒丸の２つ目	●事業者は、超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、「超えた時間」が１カ月当たり100 時間を超えた労働者の氏名及び超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。	●事業者は、超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、「超えた時間」が１カ月当たり 80 時間を超えた労働者に対し、超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。	労働者に対する超えた時間の通知の規定を設けました。
P186　側注 Point＊1 の①	①にある「労働者の健康の保持を考慮して定める時間」が規定されました。 ―以下、新規追加規定― 定める時間は、「休憩時間を除き、１週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合の、その超えた時間について、**1カ月当たり100 時間**」とされました。		該当箇所に係る新規追加規定
P186　側注 上から３つ目の側注	側注内にある「定める方法」等が規定されました。 ―以下、新規追加規定― ◆定める方法は、「タイムカードによる記録、パソコン等の使用時間の記録等の**客観的な方法**その他の適切な方法」とされました。 ◆事業者は、上記の方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、**3年間**保存するための必要な措置を講じな		該当箇所に係る新規追加規定

	ければなりません。	
P188　側注 Plus の③	③において「指針」を公表するものとされています。この指針が 2018 年９月７日に公表されました。 ●事業者が心身の状態の情報を取り扱う目的は、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行であること ●事業者は、心身の状態の情報の取扱いに労働者が同意しないことを理由として、又は、労働者の健康確保措置及び民事上の安全配慮義務の履行に必要な範囲を超えて、当該労働者に対して不利益な取扱いを行うことはあってはならないこと などが記されています。この指針の全文は厚生労働省の Web サイトで閲覧することができます。 【Web サイト】 https://www.mhlw.go.jp/content/000350672.pdf	直近の改正事項に係る指針が公表されました。

Part4　雇用保険法

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P329　本文②（e）	(e)離職の日の属する月の前６カ月のうちいずれか連続した３カ月以上の期間において労働基準法 36 条１項の協定で定める労働時間の延長の限度	(e)離職の日の属する月の前６カ月のうちいずれか連続した３カ月以上の期間において労働基準法 36 条に規定する限度時間に	働き方改革関連法による改正に伴う見直しです。

	等に関する基準等に規定する時間を超える時間外労働が行われたこと	相当する時間数等を超えて、時間外労働及び休日労働が行われたこと	
P329　本文 ②（f）	(f)離職の日の属する月の前６カ月のうちいずれかの月において１カ月当たり 100 時間を超える時間外労働が行われたこと	(f)離職の日の属する月の前６カ月のうちいずれかの月において１カ月当たり 100 時間以上、時間外労働及び休日労働が行われたこと	働き方改革関連法による改正に伴う見直しです。
P329　本文 ②（g）	(g)離職の日の属する月の前６カ月のうちいずれか連続した２カ月以上の期間の時間外労働時間を平均し１カ月当たり 80 時間を超える時間外労働が行われたこと	(g) 離職の日の属する月の前６カ月のうちいずれか連続した２カ月以上の期間の時間外労働時間及び休日労働時間を平均し１カ月当たり 80 時間を超えて、時間外労働及び休日労働が行われたこと	働き方改革関連法による改正に伴う見直しです。

Part5　労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P411　側注 Plus＊４	下記の届出事項の⑨～⑪を追加 **〈保険関係成立届の届出事項〉** ①保険関係の成立した日 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地		届出事項について、徴収則に「保険関係成立届（様式１号)」といった

	③事業の種類　④事業の行われる場所 ⑤事業の名称 ⑥事業の概要　⑦事業に係る労働者数 ⑧有期事業にあっては、事業の予定される期間 **⑨建設の事業にあっては、当該事業に係る請負金額（消費税等相当額を除きます）並びに発注者の氏名又は名称及び住所又は所在地** **⑩立木の伐採の事業にあっては、素材の見込生産量** **⑪事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号**	形の様式（届出書式）として定められていたものを削除し、届出事項等を記載する形で規定する等の見直しが行われました。 ⇒電子申請への対応等のためです。 ⇒届出の名称を含めた様式自体は、別途、通達において、あらためて規定されました（実質、届出の名称、様式は従前と同様です）。
P412　本文 上のブロック図	任意加入申請書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ②事業の名称、事業の行われる場所、事業の概要、事業の種類及び事業に係る労働者数 ③有期事業にあっては、事業の予定される期間 ④事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号	
P412　側注 上から２つ目	名称・所在地等変更届について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②変更を生じた事項とその変更内容 ③変更の理由　④変更年月日	
P413　本文 1（２） ブロック図	保健関係消滅申請書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては、雇用保険適用事業所番号 ③事業主の氏名又は名称及び住所又は所	

	在地 ④事業の名称、事業の行われる場所、保険関係成立の年月日、事業の概要、事業に係る労働者数、事業の種類及び賃金締切日 ⑤労災保険法に規定する保険給付の受給者の有無 ⑥申請の理由	
P415　本文 1　⑧ 及び 側注 Point＊３	削除 ⇒1　⑧　の規定 及び 側注 Point＊３は廃止されました。	
P415　本文 3 及び 側注 Point＊４	削除 ⇒3　一括有期事業開始届の規定は廃止されました。側注 Point＊４もあわせて、削除します。	
P415　本文 4	一括有期事業報告書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ③事業の名称、事業の行われる場所、事業の期間及び事業に係る賃金総額 ④建設の事業にあっては、当該事業に係る請負金額及びその内訳並びに請負金額に乗ずべき率(労務費率) ⑤立木の伐採の事業にあっては、立木の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地、当該事業に係る労働者の延べ人数、素材の生産量並びに素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額	
P417　本文 一番上 2　（２）	下請負人を事業主とする認可申請書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定	

	【届出事項】 ①当該下請負人の氏名又は名称及び住所又は所在地 ②当該下請負人の請負に係る事業の名称、当該事業の行われる場所、当該事業の概要、当該事業に係る請負金額、当該事業の種類、当該事業に係る概算保険料の額、当該事業に係る労働者数、保険関係成立の年月日及び当該事業の終了予定年月日 ③当該元請負人の氏名又は名称及び住所又は所在地 ④当該元請負人の請負に係る事業の概要、保険関係成立の年月日、当該事業の終了予定年月日、当該事業に係る請負金額、当該事業の種類及び当該事業の名称	
P417　本文 一番下の 2	継続事業一括申請書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ②申請年月日 ③当該指定を受けることを希望する事業の労働保険番号、当該事業の名称、当該事業の行われる場所、成立している保険関係及び当該事業の種類 ④当該認可に係る事業のうち、当該指定を受けることを希望する事業以外の事業の労働保険番号、当該事業の名称、当該事業の行われる場所、成立している保険関係及び当該事業の種類	
P418　本文 4	継続被一括事業名称･所在地変更届について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ②届出年月日 ③当該指定を受けた事業の労働保険番	

	号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所 ④当該認可に係る事業のうち、当該指定を受けた事業以外の事業に係る変更があった事項とその変更内容	
P425　本文 1	概算保険料申告書について、届出事項を下記の内容に見直し 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ③保険料算定基礎額の見込額(又は直前の保険年度の保険料算定基礎額) ④保険料率 ⑤高年齢者賃金総額の見込額 ⑥事業に係る労働者数 ⑦事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号	
P428　本文 5	増加概算保険料申告書について、届出事項を下記の内容に見直し 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ③保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日 ④増加後の保険料算定基礎額の見込額 ⑤保険料率 ⑥保険料算定基礎額の見込額の増加後における高年齢者賃金総額の見込額 ⑦事業に係る労働者数 ⑧事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号	
P436　本文 1	確定保険料申告書について、届出事項を下記の内容に見直し 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地	

	③保険料算定基礎額 ④保険料率 ⑤高年齢者賃金総額 ⑥事業に係る労働者数 ⑦事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号	
P437　側注 Plus＊7 及び P444　本文 3（2）① 3行目	労働保険料還付請求書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ③次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに掲げる者を除く） ⇒払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く） ⇒払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ④還付額及び還付理由	
P442　本文 上から9行目	労災保険率特例適用申告書についての届出事項 ⇒この届出事項は従前より規定されていました。他の届出事項とあわせて記載しました。 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業の名称及び事業の行われる場所 ③事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ④事業主が行う事業の概要 ⑤事業主が常時使用する労働者数 ⑥事業主が講じた労働者の安全又は衛生を確保するための措置及び当該措置の講じられた保険年度	

P446　本文 ③ 1 （1）	雇用保険印紙購入通帳交付申請書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ③事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類	
P446　側注 Point＊２	印紙保険料納付計器設置承認申請書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ③事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類及び事業に係る日雇労働被保険者数 ④当該印紙保険料納付計器の名称及び型式 ⑤当該印紙保険料納付計器を設置しようとする年月日	
P447　本文 上から２行目	雇用保険印紙購入通帳更新申請書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ③事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類	
P448　本文 ④ 2	印紙保険料納付状況報告書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地	

	③報告年月日 ④当該事業主の事業に使用する日雇労働被保険者に関する事項 ⑤雇用保険印紙の受払状況	
P448　本文 ④ 3	印紙保険料納付計器使用状況報告書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ③報告年月日 ④当該事業主の事業に使用する日雇労働被保険者に関する事項 ⑤印紙保険料納付計器の使用状況	
P454　本文 ①　1　（2）	労働保険事務組合認可申請書について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①事業主の団体又はその連合団体の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、当該事業主の団体又はその連合団体の設立年月日、事業の開始年月日及び事務職員の数 ②事業主の団体又はその連合団体が処理しようとする労働保険事務の内容 ③事業主の団体の構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員である事業主の事業場の所在する区域及び当該事業主の数 ④事業主の団体又はその連合団体に労働保険事務を委託する事業主の見込数及びそのうち当該事業主の団体又はその連合団体を構成する事業主以外の事業主の見込数並びにその成立している保険関係ごとの内訳	
P455　側注 一番上	労働保険事務等処理委託届について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険事務の処理を委託した事業主の	

	氏名又は名称及び住所又は所在地 ②労働保険事務の処理を委託した事業主が行う事業の名称、当該事業の行われる場所、当該事業の概要、当該事業の種類及び当該事業に係る労働者数 ③労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名 ④労働保険事務組合が処理を委託された労働保険事務の内容 ⑤労働保険事務の処理を委託された年月日	
	労働保険事務等処理委託解除届について、下記の届出事項を、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名 ②労働保険事務の処理の委託を解除した事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ③労働保険事務の処理の委託を解除した事業主が行う事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所 ④労働保険事務の処理の委託を解除された年月日 ⑤労働保険事務の処理の委託を解除された理由	
P457　本文 ④	備え付けておかなければならない帳簿は、次のものとされました。 【帳簿】 **(1)労働保険事務の処理を委託している事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険事務等処理委託事業主名簿** ①当該事業主の事業が5人未満委託事業(労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令に規定する5人未満委託事業をいいます)、5人以上 15 人以下委託事業(労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令に規定する5人以上 15 人以下委託事業をいいます)又はそれ以外の事業のいずれの事業に該当するかの別 ②当該事業主が事業主の団体の構成員である事業主もしくはその連合団体を構成する団体の構成員である事業	

	主又はそれ以外の事業主のいずれの事業主に該当するかの別 ③当該事業主の事業の労働保険番号、メリット制の適用の有無、成立している保険関係、事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類 ④当該事業主から労働保険事務の処理を委託された、又は解除された年月日 ⑤当該事業に使用する第1種特別加入者、第2種特別加入者及び第3種特別加入者に関する事項 ⑥雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては、雇用保険適用事業所番号 **（2）労働保険事務の処理の委託をしている事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険料等徴収及び納付簿** ①当該事業主の事業が5人未満委託事業、5人以上 15 人以下委託事業又はそれ以外の事業のいずれの事業に該当するかの別 ②当該事業主の事業の労働保険番号、事業の名称、事業の行われる場所、事業の種類及び成立している保険関係 ③当該事業主から労働保険事務の処理を委託された年月日 ④当該事業主が納付すべき労働保険料の額、その納期限、労働保険事務組合が当該事業主から領収した額及びそのうち政府へ納付した額並びに当該労働保険料の督促に係る事項 ⑤当該事業主に還付した労働保険料の額及び還付年月日 ⑥当該事業に使用する第1種特別加入者、第2種特別加入者及び第3種特別加入者に関する事項 **（3）雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては、労働保険事務の処理の委託をしている事業主ごとに次に掲げる事項を記載した雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿** ①当該事業主の事業が5人未満委託事業、5人以上 15 人以下委託事業又はそれ以外の事業のいずれの事業に該当するかの別 ②当該事業主の事業の雇用保険適用事業所番号、事業の名称及び事業の行われる場所 ③当該事業主から労働保険事務の処理を委託された年月日 ④当該事業主が使用する雇用保険法に規定する被保険者の氏名、当該被保険者に係る雇用保険被保険者証の被保険者番号及び当該被保険者の資格の得喪に関する事項	

P458　側注 上から２つ目	代理人選任・解任届について、下記の届出事項及び代理人が使用すべき認印の印影を届け出ることを、徴収則に新たに規定 【届出事項】 ①労働保険番号 ②雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては、雇用保険適用事業所番号 ③事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ④選任し、又は解任する代理人の職名、氏名及び生年月日 ⑤代理事項 ⑥選任し、又は解任した年月日 ⑦事業の名称及び事業の行われる場所	

Part6　労務管理その他の労働に関する一般常識

該当箇所	改正前	改正後	コメント
該当箇所なし （関連： P63 一番上の 側注）	働き方改革関連法による改正に伴い、労働時間等設定改善法の規定に基づく、労働時間等設定改善指針が改正されました。 ⇒勤務間インターバルや朝型の働き方などについて、新たに記されています。この指針の全文は、次の厚生労働省の Web サイトで閲覧することができます。 【Web サイト】 https://www.mhlw.go.jp/content/000406898.pdf		働き方改革関連法による改正に伴う指針の見直しです。

平成 30 年度　社会保険労務士試験

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P1075 問題 25 C肢の解説	「80 時間」を「100 時間」に替えると、正しい記述になります。	「80 時間を超える時間外労働」を「100 時間以上、時間外労働及び休日労働」に替えると、正しい記述になります。	働き方改革関連法による改正に伴う修正です。

以下、余白